

都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合があるので事前にお電話をください。



電話

○消費生活相談

【相談専用電話 **0986-23-7154**】

電話相談、面接相談(面接の場合は要予約)

相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)

相談時間:9:00～16:00

<相談にあたっての留意事項>

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていません。
- ・来訪される前には連絡を下さい。



来訪

消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

メールで消費生活相談の予約ができます！

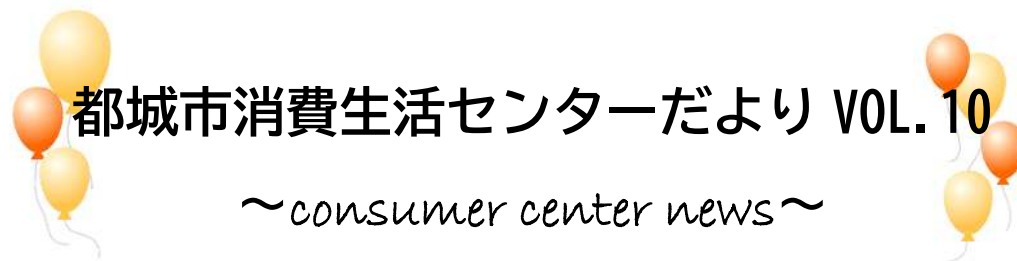
相談予約フォーム



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。



都城市消費生活センターだより VOL.10

～consumer center news～



暮らしに役立つ情報です。
ちょっと読んでみませんか？

【今回の特集】

市役所職員を名乗ったうそ電話が発生しています！

～不審な電話にはご注意ください～

消費生活トラブル事例 国際ロマンス詐欺

暮らしに役立つ情報 市民サロンで消費生活パネル展を行いました！

【今回の特集】

市役所職員を名乗ったうそ電話が発生しています！

～不審な電話にはご注意ください～

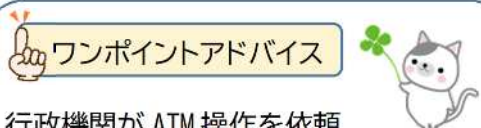


市役所職員をかたって「還付金がある」などのうそ電話による詐欺被害が多数発生しています。市内でも不審な電話が確認されているので気をつけましょう！もし、このような電話を受けた場合は、絶対に対応せず、すぐに都城市消費生活センターや警察へ相談しましょう。

- 都城市消費生活センター 0986-23-7154 (相談専用電話番号)
- 都城警察署 0986-24-0110

他にも次のような詐欺被害が報告されています

- 公的機関をかたる人物から「払いすぎた医療費の還付がある」と電話があった。
- 「手続きをするのでATMへ行くように」と言われた。
- ATMへ行き伝えられた電話番号に連絡し、指示どおりにATMを操作した。
- 通帳を確認すると、知らない人物に100万円近くを送金していた。



ワンポイントアドバイス
行政機関がATM操作を依頼することはありません。うそ電話は「期限は今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。一度払ってしまうとお金を取り返すことは困難です。もし「お金が返ってくる」「還付金がある」という電話が合った場合は詐欺を疑い相手にしないようにしましょう。

トラブル事例「国際ロマンス詐欺」に注意！

SNSで知り合った外国人男性とメールの交換をするようになった。恋愛感情を持ちながらやりとりをしていたところ「お金を送るので受け取ってほしいが、手数料が必要だ」と言われ送金した。その後も何かと理由をつけてお金を要求され、総額200万円程振り込んでしまった。



ワンポイントアドバイス

- インターネットで知り合った外国人と連絡を取り合ううちに送金を迫られる「国際ロマンス詐欺」に関する相談が増加しています。面識のない人にお金を送りたいと言われても、受け取る約束をしないようにしましょう。
- 荷物やお金を受け取るための手数料を求められても絶対に支払わないようにしましょう。

【くらしに役立つ情報】

市民サロンで消費生活パネル展を行いました！

令和4年5月13日(金)～31日(火)の期間、市民サロンで消費生活に関するポスターの掲示、資料の展示、啓発グッズの配布や、市民の皆様から「生活の中で気を付けていること、工夫していること」について意見の募集を行い、多数の声をいただきました。その一部をご紹介します。



パネル展示を行いました。たくさんの方からご意見を頂きました。

<生活の中で気を付けていること>

- 一人で解決しようとしなさいこと！！必ず家族、周りの人に相談する。
- 知らない番号の電話には出ないようにしています。年を取った親にも同じよう言っています。
- 非通知電話の場合は詐欺と知っている。